

E Xサービス運送約款の一部改正（誤記の修正に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この約款における主な用語の意義は次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 「E Xサービス」とは、会員規約等において規定するインターネットから旅客運送契約の締結、変更、解約等を行うことができるサービスの総称です。ただし、E X路線の特別急行列車に有効な特別急行券としての効力のみを有する商品に関する事柄については、当社又は他社が別に定める場合を除き、これに含みません。</p> <p>(2) 「エクスプレス予約サービス」とは、E Xサービスのうち、<u>前条第3項第1号に掲げる</u>会員規約等に同意したうえで当社<u>からの承認を受けたお客様及び前条第3項第2号に掲げる会員規約等に同意したうえで</u>他社からの承認を受けたお客様（以下「エクスプレス予約会員」といいます。）に対して当社又は他社が提供するサービスをいいます。</p> <p>(3) 「スマートE Xサービス」とは、E Xサービスのうち、<u>前条第3項第3号に掲げる</u>会員規約等に同意したうえで当社及び他社からの承認を受けたお客様（以下「スマートE X会員」といいます。）に対して当社及び他社が提供するサービスをいいます。</p> <p>(4) 「E Xサービス会員」とは、エクスプレス予約会員及びスマートE X会員をいいます。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この約款における主な用語の意義は次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 「E Xサービス」とは、会員規約等において規定するインターネットから旅客運送契約の締結、変更、解約等を行うことができるサービスの総称です。ただし、E X路線の特別急行列車に有効な特別急行券としての効力のみを有する商品に関する事柄については、当社又は他社が別に定める場合を除き、これに含みません。</p> <p>(2) 「エクスプレス予約サービス」とは、E Xサービスのうち、<u>次号に掲げる会員規約等以外の</u>会員規約等に同意したうえで当社<u>又は</u>他社からの承認を受けたお客様（以下「エクスプレス予約会員」といいます。）に対して当社又は他社が提供するサービスをいいます。</p> <p>(3) 「スマートE Xサービス」とは、E Xサービスのうち、<u>次に掲げる</u>会員規約等に同意したうえで当社及び他社からの承認を受けたお客様（以下「スマートE X会員」といいます。）に対して当社及び他社が提供するサービスをいいます。</p> <p style="text-align: center;"><u>スマートE Xサービス会員規約</u> <u>Tokaido Sanyo Kyushu Shinkansen Internet Reservation Service</u> <u>Membership Agreement</u></p> <p>(4) 「E Xサービス会員」とは、エクスプレス予約会員及びスマートE X会員をいいます。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、令和5年10月1日から適用する。